

「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」に関する意見及び対応方針

1 募集期間 平成23年8月29日から9月28日まで

2 周知方法

ホームページ、新聞・県政だよりへの掲載、県民課・各総合事務所及び市町村窓口への配架、関係団体への資料送付

3 意見の提出状況

(1) 提出者数 6名（応募フォーム 1件、電子メール 2件、ファクシミリ 3件）

(2) 意見の数 15件（うち同意見で重複するもの2件）

4 意見内容と対応方針

対応方針：①反映する（一部のみ反映するものを含む） ②既に盛り込み済 ③今後の検討課題 ④対応困難
⑤その他（計画と関連しないこと）

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標	意見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対応方針
テーマA全体	男女共同参画社会を定着するため、意識改革の取組を実現してほしい。そのための広報・学習機会の地道な活動を充実してほしい。男女の固定的性別役割分担意識の改革を充実してほしい。	固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに自立し、生き方を考え多様な選択ができるよう、学習機会を提供し、男女共同参画意識の育成を図っていくこととしています。 また、男女共同参画の理解を促進するため、様々なメディアを活用し、あらゆる層に対し広報・啓発を進めていきます。 ②
1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	○男女共同参画人材バンク (1)の〔主な取組〕に記載されているが、やや理解しづらいので、説明または参考資料があればよい。	男女共同参画人材バンクについて、説明を追記します。 ①
2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実	○メディア・リテラシー教育 言論・表現の自由と共にあるのは見ない・見せない権利であり、行政は創作表現において不介入を貫くべきで、行政の役割はメディア・リテラシー教育の普及とゾーニングの充実支援と知る権利の保護と考える。	様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育成するため、情報教育の推進や情報モラル研修などに取り組み、メディア・リテラシーの向上を図ります。 ②
	○学校教育、社会教育における女性の視点からの法教育 災害が起こった場合、生活基盤が変化し戸籍、相続、登記等の問題に対応しなくてはならず、基本的法律を知っている必要性を感じる。特に相続など女性に不利であることを認識すべきである。老若男女が人間として生きる権利を自覚し共通認識して初めて男女共同参画社会が作れるはずで、その基本は法を知ることである。	女性が社会のあらゆる活動に参画できるよう学習機会を充実することとしており、生涯学習講座の中で法律に関連する講座等についても検討します。 ③

重点目標	意見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対応方針	
3 男性や子どもにとっての男女共同参画	○子どもの頃からの男女共同参画 (3)の〔主な取組〕で、「男女共同参画教育」でなく「男女共生教育」としているのはどのような理由か。「共生」の場合、共に協力する、できることを相手のことを考えつつ協力しあう、という意味が強く、固定的性別役割分担意識を乗り越えて共同参画をする、という意味合いが薄くなるのではと懸念する。「男女共同参画教育」にする方がよい。	本県では、人権尊重の視点に立って男女平等意識の確立を図るため、あらゆる場面で男女の人権が尊重される教育を「男女共生教育」として推進しています。 「鳥取県人権教育基本方針」でも、学校教育において児童生徒が性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を主体的に選択できるよう一人一人の進路保障を図り、すべての教育活動において、性別役割分担意識を隠れたメッセージとして児童生徒に伝えていないか、絶えず点検し見直すこととしています。	②
4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進	○防災・復興分野における男女共同参画の推進 「審議会等以外の場で女性の意見を聞く」ということだけではなく、〔主な取組〕に地域防災計画を立てる「審議会等への女性の参画」を明記してほしい。	防災・復興計画の策定を検討する附属機関である防災会議など、意思決定の場への女性の参画については、施策の基本的方向に記載しています。より明確にするため、主な取組にも追記します。	①

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標	意見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対応方針	
5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり	○女性の就業支援 育児休業取得者向けの職場復帰に向けた事前ヒアリングや研修の実施、休業直前の職場への復帰、出産等による退職者の再雇用など、きめ細かな支援が重要である。女性自身の就労に対する意欲、キャリアを高める努力も求められる。	企業の経営者等に育児・介護休業法を理解してもらうよう、社内で男女共同参画をすすめるための意識啓発や情報発信等を行うこととしています。 また、女性労働者の職業能力向上を図るため、知識や技術の習得への支援や意識啓発を行うこととしています。	②
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	○日本の雇用体系 雇用改革により、父親の子育てどころか両親とも働いて、ようやく食べていける家庭が急増している。官民一体となって雇用改革の欠陥を見直すべきではないか。	重点目標8「男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり」の中で、ひとり親家庭への生活や就業について支援を行うこととしています。 雇用制度については国レベルで見直すべきものであり、鳥取県男女共同参画計画に盛り込む内容ではないと考えています。	④
7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	○TPPへの加盟 地方産業を守るためには TPP への加盟は地方産業を支える自治体から断固反対の声をあげるべき。	鳥取県男女共同参画計画の内容に盛り込む内容ではないと考えています。	⑤

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標	意見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対応方針	
9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	<p>○DV 対策</p> <p>配偶者暴力問題は、男性が被害者となるケースも深刻であるため、エスカレートする前に相談等できる体制が必要ではないか。</p> <p>また、トラブルを暴力沙汰に発展させないため、感情の発露をすぐ暴力につなげないための対話の教育も重要である。</p>	<p>男女を問わず被害者が安心して相談できる体制を充実するため、DV相談支援センターの機能を強化することとしています。</p> <p>また、DVの被害者・加害者を発生させないため、地域・職場・学校でのDVに関する研修や、中学校・高校における人権教育を実施していきます。</p>	②

<参考資料>

項目	意見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対応方針	
数値目標	<p>国の第3次男女共同参画基本計画において、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進をあげていること、2020年30%の目標達成に向けて女性の参画拡大を推進していることから、鳥取県の第3次計画においても国の目標数値を意識すべきである。</p> <p>目標値の考え方に「国の目標と同程度」としているものがあるが、上を目指そうというメッセージが伝わらない。また、県の課長級以上の職の女性割合や、特別支援学校における教頭以上の女性割合など、現状を下回る目標値がある。熱意がある目標を設定してほしい。</p> <p>少なくとも前年度をクリアし、それ以上を目指すのが目標値ではないか。</p>	<p>県の数値目標については、国と同様に実効性のある計画とするため、国が基本計画に挙げている数値目標で、県のデータが把握できる項目については、積極的に追加しています。</p> <p>国の成果目標に準じて設定した目標値のうち、目標値が現状を下回っているのは国の成果目標をすでに上回っているためですが、現状を上回る目標値とするよう検討します。</p> <p>また、民間団体等が主体となって取り組む項目については、目標値を高めるよう働きかけを行います。</p>	③